

## 「令和5年度藤沢市ケアプラン点検事業の説明会」 質問回答

No	サービス種別	質問 (原文ママ)	回答
1	介護予防支援 (包括)	<p>令和5年度の目標 アセスメント結果等に対する方針の明確化について、ニーズとして抽出しても本人が必要を感じていない内容について、モニタリング時に経過記録として残すだけでは不十分との認識になるのでしょうか。</p> <p>ニーズに対しての位置づけ出来ない理由と経過を明記するとの理解でしょうか。</p>	<p>モニタリング時に経過記録で残すことはお見立ての通りで適切だと考えます。</p> <p>一方で、アセスメントを行った際において、専門家としては解決すべき課題と判断したニーズに対して、どのような理由や経緯により位置づけができなかったかを記載しておくことは、ケアマネジャーとして適切なプロセスの実践をしていることの証明としても、また、経緯の記録としても適切であることが明確になると考えます。</p>
2	居宅介護支援事業所	<p>加算については、「緊急時加算」などつける・つけないを選択できるもののみ記載</p> <p>「特別管理加算」などご本人の状態によって必然的に付随する加算については記載しない理解で良いでしょうか。</p>	<p>まず、体制加算については利用者ニーズとは無縁であり、事業所の体制に関する評価であるため記載は不要と考えます。</p> <p>一方で、利用者ニーズを解決するための加算（実践・実行加算）については、明記が望ましいと考えます。その利用者の状態そのもののニーズを解決するために「特別管理加算」を算定し、サポートが必要であれば、明記が望ましいと言えます。</p>